

静岡市中小企業等デジタル活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、中小企業等の経営の効率化及び生産性の向上に資するため、デジタル活用事業に取り組む事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 別表に定めるものをいう。
- (2) デジタル活用事業 電子商取引の導入又は拡大、非対面型ビジネスモデルへの転換、業務の効率化又は省力化、テレワークの環境整備等に取り組む事業をいう。
- (3) デジタル分野の知見を有する者 サービス等生産性向上 I T 導入支援事業（I T 導入補助金）の I T 導入支援事業者として実績がある者、静岡商工会議所が実施する I T なんでも相談窓口の相談員として実績がある者及びこれらに準ずる者であって市長が適当であると認める者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業等であって、法人にあつては市内に主たる事業所を、個人にあつては市内に住所及び事業場を有し、かつ、補助金の交付の申請の日までに市内で事業を営んでいる者で、市長が必要があると認めるもの（静岡市中小企業等 I T 活用事業臨時補助金交付要綱（令和2年4月17日施行）、静岡市中小企業等デジタル活用事業臨時補助金交付要綱（令和3年10月14日施行）、静岡市中小企業等デジタル活用事業臨時補助金交付要綱（令和4年4月1日施行）及び静岡市中小企業等デジタル活用事業補助金交付要綱（令和5年4月1日施行））とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、デジタル活用事業で、市長が必要があると認めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業がこの要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受けるものであるときは、補助金を交付しないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、報償費、使用料、備品購入費、消耗品費、役務費及び委託費とし、消費税及び

地方消費税の額を除いた経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（当該補助事業について国、他の地方公共団体等から補助金の交付を受けるときは、その交付を受ける金額に相当する額は、補助対象経費としない。）の3分の2に相当する額の範囲内において市長が定める額（1,000円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、中小企業等デジタル活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者概要調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 事業計画に係るデジタル分野の知見を有する者の意見書（様式第5号）
- (5) 誓約書（様式第6号）
- (6) 登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。）
- (7) 事業活動の実態が確認できる書類（申請者が個人の場合に限る。）
- (8) 構成員名簿（申請者が団体の場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らして、その内容を審査し、必要があると認めるときは、申請者に追加資料の提出を求め、又は現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、中小企業等デジタル活用事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を

受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則、この要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中小企業等デジタル活用事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更事業計画書（様式第3号）

(2) 変更収支予算書（様式第4号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、中小企業等デジタル活用事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに中小企業等デジタル活用事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第11号）

(2) 収支決算書（様式第4号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、中小企業等デジタル活用事業補助金交付確定通知書(様式第12号)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

業種分類	従業員の規模
①製造業、建設業及び運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
③サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
④小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び個人
⑤ゴム製品製造業（自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の法人及び個人
⑥ソフトウェア業及び情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の法人及び個人
⑧その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
⑨医療法人及び社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑪商工会、都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者

⑫中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑬特別の法律によって設立された組合及びその連合会	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑭財団法人及び社団法人	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑮特定非営利活動法人	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者

備考 この表において「常時使用する従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づき解雇しようとする場合に予告を必要とする労働者をいう。

様式第 1 号（第 7 条関係）

中小企業等デジタル活用事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所	法人にあっては、その主 たる事務所の所在地 法人にあっては、その名 称及び代表者の氏名
申請者 氏名	
連絡担当者	
電話番号	

補助金の交付を受けたいので、静岡市中小企業等デジタル活用事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事 業 名

2 交付申請額 円

3 添付書類

- （1）申請者概要調書（様式第 2 号）
- （2）事業計画書（様式第 3 号）
- （3）収支予算書（様式第 4 号）
- （4）事業計画に係るデジタル分野の知見を有する者の意見書（様式第 5 号）
- （5）誓約書（様式第 6 号）
- （6）登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。）
- （7）事業活動の実態が確認できる書類（申請者が個人の場合に限る。）
- （8）構成員名簿（申請者が団体の場合に限る。）
- （9）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第2号（第7条関係）

申請者概要調書

1 申請者の名称

2 代 表 者

3 申請者の沿革

4 資本金（資金）

5 従 業 員 数

6 業 種

7 本社所在地

電話番号

8 事務所所在地

電話番号

様式第3号（第7条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

1 自社の課題

2 事業の目的

< 目的の分類（いずれかを選択） >

☐ 売上向上（新規販路開拓・新商品/事業開発等）

☐ 経費削減（業務効率化等）

☐ その他（ ）

3 事業の具体的な実施内容（実施方法）

4 事業内容

（1）具体的内容

（2）事業実施スケジュール

期間 (いつ)	実施項目 (何をするのか)

5 事業実施により目標とする事業成果

様式第4号（第7条、第10条、第12条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘要
市補助金			
合 計			

2 支出の部

（1）事業全体経費

科 目	予 算 額	決 算 額	摘要
対 象 経 費	報償費		
	使用料		
	備品購入費		
	消耗品費		
	役務費		
	委託費		
	小 計		
対 象 外 経 費	消費税		
	小 計		
合 計			

(2) 科目別内訳 (税抜)

ア 報償費

内容・使途	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計				

イ 使用料

内容・使途	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計				

ウ 備品購入費

内容・使途	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計				

エ 消耗品費 (1万円以内)

内容・使途	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計				

オ 役務費

内容・使途	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計				

カ 委託費

内容・使途	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計				

様式第5号（第7条関係）

事業計画に係るデジタル分野の知見を有する者の意見書

住所又は主たる 事業所の所在地	
申請者の氏名又は 名称及び代表者の 氏名	
業種	☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業 ☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ 不動産業 ☐ 学術研究、専門・技術サービス業 ☐ 宿泊業 ☐ 飲食業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 教育学習支援業 ☐ 医療福祉業 ☐ サービス業 ☐ その他（ ）
主たる事業の内容	
1. 計画書の内容について（レ点によりチェック）	
☐ （1）自社の経営課題が確認できるか。 ☐ （2）自社の経営課題の解決策となる効果的なツールが導入されているか。 ☐ （3）実現可能な実施体制・スケジュールか。 ☐ （4）目標とする事業成果は、課題の解決と整合性があるか、定量的か。	
2. その他特記事項（自由記載）	

※ 上記の内容が適当であることを申し添えます。

所属・部署名称	
担当者氏名	職 氏名
分 類	☐ IT導入補助金のIT導入支援事業者 ☐ ITなんでも相談窓口（ITアドバイザー、経営相談員） ☐ その他これらに準ずる市長が認める者

様式第6号（第7条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者

住所

法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地

氏名

法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

静岡市中小企業等デジタル活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請するにあたり、次の内容について、誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

チェック	
☐	全ての交付対象要件を満たしています。 また、全ての申請内容は事実と相違ありません。
☐	下記のいずれにも該当せず、みなし大企業ではありません。 （１）発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業基本法第２条に規定する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している者 （２）発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有している者 （３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占める者
☐	静岡市税に滞納はありません。
☐	虚偽が判明した場合は、静岡市補助金等交付規則第16条の規定により補助金を返還します。

※全ての項目に☑を記入してください。チェック欄の全ての項目に記入がない場合は、補助金の交付を申請することはできません。

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小企業等デジタル活用事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市中小企業等デジタル活用事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

（1）次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的又は内容

イ 補助事業計画又は収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出

（2）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（5）市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第 8 号（第10条関係）

中小企業等デジタル活用事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

	住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕
申請者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市中小企業等デジタル活用事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第 9 号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小企業等デジタル活用事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市中小企業等デジタル活用事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第10号（第12条関係）

中小企業等デジタル活用事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

	住所	〔 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 〕
報告者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市中小企業等デジタル活用事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

- 3 添付書類
- （1）事業報告書（様式第11号）
 - （2）収支決算書（様式第4号）

様式第12号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小企業等デジタル活用事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付については、静岡市中小企業等デジタル活用事業補助金交付要綱第13条の規定により次のとおり確定したので、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第13号（第14条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた静岡市中小企業等デジタル活用事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所 在 地
請求者 名 称
代 表 者 氏 名

口座振替先金融機関名

口座種別

No.

口座名義